

奈良県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	西畑 信男	大和郡山市小林町二二三
〃	森畑 泰宏	〃 二二〇
〃	松田 肇	〃 二三二
〃	杉岡 正義	〃 二四〇
〃	西畑 規子	〃 二四七
〃	増田 宏	〃 二二八一
監事	畑埜 佳之	〃 三三五―二
〃	廣田 善紀	〃 二四一―二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	森畑 泰宏	大和郡山市小林町二二〇
〃	松田 肇	〃 二三二
〃	杉岡 正義	〃 二四〇
〃	増田 宏	〃 二二八一
〃	西畑 規子	〃 二四七
〃	西本 雅章	〃 二二四
監事	廣田 善紀	〃 二四一―二
〃	畑埜 佳之	〃 三三五―二